

令和3年12月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和4年1月7日
総務企画課秘書広報係

令和3年12月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 笠 和彦 議員

12月7日

① 本県の学力向上策の継続について

【義務教育課】

〔 県学力調査をはじめとする本県の学力向上策については、今後も継続するべきだと考えるが、教育長の考えを問う。 〕

本県においては、これまで、全国学力・学習状況調査とあわせて、県学力調査を悉皆調査として実施してきました。これにより、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒一人一人の学力の定着状況や課題を、全国や県内各地区と比較可能なデータとして把握することができるようになっています。

このデータは、市町村や学校における学力向上に関する検証改善サイクルの起点となるものであり、学習支援員の派遣や授業改善に向けた重点的な指導助言等、県教育委員会における各種支援の必要性の判断や、内容の検討をする際の根拠となるものです。

このような取組の浸透により、本年度の全国学力・学習状況調査では、県全体として全国平均を上回ることができ、地区間の格差も縮小してきていますが、学力低位層の割合の多い学校や、学校としての組織的な取組に課題がある学校もあります。

市町村教育委員会及び各学校が学力向上や授業改善に向けて一致団結するとともに、県教育委員会として県全体の取組を牽引し、教育水準の維持向上を図る上で、県学力調査をはじめとする本県の学力向上策は不可欠なものであり、今後も着実に継続していきます。

② 学力向上策の質的転換について

【義務教育課】

知識・技能の要素について学力調査において一定の成果が出てきた今、非認知能力にも着目して、学力向上策を質的に転換するようなより高い目標を掲げるべきではないか。

人工知能やロボット技術が急速に進化する時代においては、多くの仕事が自動化されるとともに、現在にはない新しい職業が生まれてくると言われています。また、未来が一層予測困難になり、社会課題の複雑化が加速する中では、正解のない問題に直面する場合も多くなります。

そのような時代を生きていく子供たちにとっては、知識・技能を身に付けるだけでなく、目標達成に向けた意欲、忍耐強さ、柔軟性などの非認知能力を高めることが不可欠です。

こうした非認知能力は、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」でも提唱している、「高い目標を設定」「過程を記録しながらの挑戦」「自己の成長の振り返り」といった活動の積み重ねや、成功や克服の体験を認め合う仲間、そして安心できる学校生活等によって培われると考えます。

そのためには、親和的な集団を形成する学級づくりの推進、鍛ほめメソッドに基づく挑む活動の充実、子供の成長や変化をしっかりと観察し評価する意識の徹底等に取り組む必要があります。

本県の学力向上策においては、全ての学習活動の基盤となる知識・技能を定着させるための取組を着実に継続した上で、非認知能力を高めるための取組を学習活動の中にしっかりと位置付けることを次なる目標に掲げて、本県の子供たちがたくましく未来を切り拓いていけるよう取り組んでいきます。

① 男性職員の育児休業等の取得状況について 【総務企画課・教職員課】

2020年度の男性職員の出産育児に関する休暇と育児休業の取得率の数値目標とその現状を聞く。また、数値目標に達していない場合、その要因についてどう分析しているのか併せて伺う。

県教育委員会においては、職員の仕事と子育ての両立を促進するため、男性職員の出産・育児に係る休暇については、全ての職員が5日以上取得することを目標として取り組んできましたが、昨年度の取得率は、69.5%でした。

また、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業につきましても、取得率の目標を15%以上として取り組んできましたが、昨年度の取得率は、8.3%であり、いずれも近年増加傾向にはあるものの、目標を下回っている状況でした。

男性職員の出産育児に関する休暇や育児休業の取得が進まない要因としては、業務に与える影響や収入減少に対する不安等があげられますが、特に学校においては、授業に穴をあけるとの思いから、休暇や育児休業の取得をためらう教員が多いと考えられ、職場における意識改革とサポート体制に課題があると認識しています。

② 男性職員の育児休業等の取得促進に係る取組について

【総務企画課・教職員課】

県では、男性育休取得率アップにどのような取組をしているのか聞く。その上で「不取得理由書」といった新たな取組について、教育長の見解を聞く。

県教育委員会においては、これまで、職員への「仕事と子育て・介護の両立支援ハンドブック」の配布や、管理職員等が「子育て支援プログラム」を作成する取組を行ってきました。

更に、今年度からは、男性職員の育児休業等の取得希望について、人事担当課が把握し、休業等の取得を組織的にフォローアップすることとしています。

また、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場づくりの取組について、人事評価に適切に反映させることとしています。

こうした取組を通して、職員と管理職員の意識向上及び職場全体のサポート体制の整備を図りながら、男性職員の育児休業等の取得促進を図っていきます。

なお、佐賀県における「不取得理由書」の取扱いについては、育児休業等の取得に関して職場の意識改革を図る意欲的な取組であると考えています。

県教育委員会としては、こうした他の県の取組事例も参考としながら、効果的な取組の推進に努めていきます。

③ 給特法の課題について

【教職員課・財務課】

給特法の課題をどのように認識しているのか、また、不合理な給特法は、教職員の働き方改革に照らして、国に早急に改正を行うよう県教委として声を上げるべきだと思うが、教育長の見解を問う。

教育職員の給与特別措置法、いわゆる給特法においては、教員の業務の特殊性が考慮された結果、超過勤務の有無にかかわらず一律に4%が給料に上乘せされ、その一方で、緊急の場合等を除き時間外勤務を命ずることができないこととなっています。

このため、教員の超過勤務がどれだけ増加しても、それは命令に基づかない自発的な勤務と位置づけられ、給与の対象とならないことが課題であると考えています。

県教育委員会としては、こうした課題を踏まえ、来年度国が実施予定の勤務実態調査に基づき、給特法を含めた教員の給与体系や教職員定数等の在り方が、より教育現場の実情に適うものとなるよう、国に対しその検討を要望していきます。

④ 教員に関する時間外勤務手当の試算について

【教職員課・財務課】

教員が公務員と同じように残業代が出ると仮定した場合、いくら支払われることになるのか、新型コロナウイルス感染症の影響のない2019年度に県教委が把握できる県立学校の教諭についてその金額を問う。

県教育委員会において把握できている県立学校教員についてお答えします。

令和元年度、主幹教諭、指導教諭を含む教諭の人数は5,037名であり、正規の勤務時間を超える在校時間は一人当たり年間486時間となっています。

そのすべてが時間外勤務命令に基づくものと仮定をした場合には、約76億円の手当が発生する試算となります。

⑤ 市町村教育委員会における教員の勤務時間管理について 【教職員課】

市町村教育委員会における教員の勤務時間管理は、適切に行われているのか、現状を問う。また、持ち帰り残業などの課題について助言すべきだと思うが教育長の見解を問う。

昨年7月時点では、7つの市町村で勤務時間の把握ができておらず、また、ICカード等による客観的な計測は26市町村にとどまっていますが、現時点では、すべての市町村で把握ができ、44市町村で客観的な計測がなされています。

県教育委員会としては、残る16市町村に対し、自己申告によらない客観的な計測に移行するよう促していきます。

また、いわゆる持ち帰り残業につきましては、職員が超過勤務の上限時間を遵守するために、かえって持ち帰りが増大することがあっては本末転倒であると考えており、県立学校においては、これを行わないことを基本としています。

今後、市町村においても同様に、業務は学校内で行うことを原則としつつ、校外での業務を含めた超過勤務全体の把握とその縮減を図るよう働きかけていきます。

⑥ 学校行事の精選と簡素化について 【義務教育課】

令和2年6月の代表質問に対し「学校行事等の精選や簡素化に継続的に取り組む必要がある」と答弁しているが、結果はどうか。また、県教委として何らかの方針を明確にすべきではないか。

学校行事の授業時数について、コロナ禍の影響がない平成30年度と令和2年度の状況を比較しますと、小学校は全学年平均で47.7時数から21.4時数に、中学校は同じく44.9時数から21.1時数にと、約半分に減少しています。

学校行事は、児童生徒が協力して、体験的な活動をすることで、集団への所属感や連帯感を深め、社会の形成者としての資質・能力を育成することを目指す重要な学習活動ですが、常に時代に応じた見直しが必要です。

コロナ禍においては、感染拡大防止の観点から、学校行事について精選が行われましたが、市町村や学校からは、従前は当然と思っていた運動会の種目を見直したり、複数の行事を組み合わせて実施したりしたことで、学校行事の本質を考え、効率化を促す契機となったとの声が聞かれました。

令和3年3月に改定した「教職員の働き方改革取組指針」においては、「コロナ禍により縮小された会議や行事等について、その必要性を精査し、今後の業務改善につなげます」と明記しています。

各教育事務所では、各学校の教育課程編成の担当者となる教務主任を対象に、編成上の留意事項に関する研修会を開催しており、その中でも、学校行事について、常にその意義や在り方について問い直し、合理的かつ効率的に実施されるよう促すなど、引き続き、取組指針の趣旨を徹底していきます。

⑦ 部活動における地域等の人材活用に係る事業の変遷について

【体育スポーツ健康課】

〔 部活動指導員をはじめ、これまでに県教育委員会が実施した市町村立学校も含めた部活動における地域等の人材活用に係る事業の変遷について問う。 〕

本県においては、昭和63年度に「運動部活動指導者派遣事業」を開始し、地域等の人材を活用してきました。近年では平成27年度から全ての市町村立中学校及び県立学校を対象とした「中・高等学校運動部活動活性化プロジェクト」を実施しました。

その後、国の制度改正によりまして、新たな職として部活動指導員が規定され、平成30年度から「部活動指導員配置事業」を実施しています。

⑧ 県立学校、市町村立学校における部活動指導員の配置状況、及び意義と評価について

【体育スポーツ健康課】

〔 県立学校、市町村立学校それぞれの部活動指導員の配置状況、及び意義と評価について問う。 〕

本年11月末現在、県立学校においては103校で289名、市町村立中学校においては70校で121名が配置されています。

部活動指導員の配置は、生徒への技術的な指導の充実を図るとともに、単独での指導や大会引率を担うことにより、教員の負担軽減につながるものと認識しています。

部活動指導員配置事業開始時の平成30年度は、県立学校112名、市町村立中学校23名の配置であったことから、配置数は年々増加傾向にあり、部活動の活性化と適切な運営に一定の成果があがっていると考えています。

⑨ 部活動指導員の配置促進に向けた今後の取組について【体育スポーツ健康課】

〔 県立学校における更なる配置、また全ての市町村教育委員会において、部活動指導員を配置するよう、促すべきだと思いが、今後の取組について問う。 〕

県立学校においては、配置が進んでいない学校に対して、地域のスポーツ指導者をホームページ上で紹介する「スポーツリーダーバンク」の積極的な活用や、大学との連携などを指導していきます。

また、市町村教育委員会については、教育長会や指導主事研修会等で、部活動指導員配置に関する好事例・優良事例について情報提供を行うとともに、配置していない市町村に対して個別の助言を行っていきます。

- ① 高校入試における新型コロナウイルス対策について 【高校教育課】
〔 高校入試における新型コロナウイルス対策の取組について教育長に伺う。 〕

各試験会場では、こまめな換気や座席の間隔の確保など志願者が安全・安心に受検できる環境づくりを行うこととしています。

また、新型コロナウイルスに感染するなど、やむを得ない理由により受検できない志願者が受検機会を失うことがないよう、昨年度同様、追検査の日程を設定しています。

なお、入試を控えている受検生が努力の成果を十分に発揮できるように、日頃から毎朝の検温、手洗い・手指消毒及び身体的距離の確保や体調管理の重要性について、各中学校を通じ生徒・保護者に文書で周知しています。

- ② 主権者教育の現状認識と課題について 【高校教育課】
〔 主権者教育の現状認識と課題について教育長に伺う。 〕

県立高校では、全校で公民科を中心に、議会制民主主義の意義や望ましい政治の在り方、政治参加の重要性などについて学んでいます。

昨年度は、主権者教育を行うに当たって模擬選挙や模擬議会、議会傍聴などの実践的な活動を実施した学校が66校あり、選挙管理委員会や市町村議会、地方公共団体と連携した学校が58校となっています。

こうした取組により、知識の習得のみならず、社会の構成員として地域の課題解決を担う力が育成されているものと認識しています。

なお、現状では、選挙における若年層の投票率が他の年代に比べて低いことから、県立高校における取組を更に充実させ、実際の投票行動につなげていくことが課題であると考えています。

- ③ 今後の主権者教育の取組について 【高校教育課】
〔 今後の主権者教育の取組について教育長に伺う。 〕

県立高校では、来年度から必修となる新科目「公共」において、主権者教育の一層の充実を図るとともに、主権者として求められる力を育成していくため、教科横断的な授業を行っていきます。

また、文部科学省や総務省が作成した副教材や、総務省の主権者教育アドバイザー制度を活用するとともに、NPOやPTAとの連携も進めていきます。

県教育委員会としては、各学校に配置している主権者教育推進リーダーに対する研修により、指導力の向上を図るとともに、優れた取組や指導方法を普及することで、主権者としての自覚を高める教育活動を充実させていきます。

④ 成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について 【高校教育課】

〔 新成人を含め、学校現場での生徒への消費者教育についての取組について教育長に伺う。 〕

県立高校では、現在、家庭科そして公民科を中心に消費者教育を行っています。

また、消費者被害の未然防止を図る観点から、知事部局と連携をした啓発講座を昨年度は92校、昨年度は86校で実施し、今年度は83校で実施される予定です。

来年度からは、新しい学習指導要領に沿って、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容について、指導の一層の充実を図っていきます。

また、消費者庁が作成した教材や、福岡財務支局が行う講師派遣事業、文部科学省の消費者教育アドバイザーを活用するとともに、教員向け研修会を実施して消費者教育の更なる充実に取り組んでいきます。

⑤ 成年年齢引下げに伴う法教育の取組について 【高校教育課】

〔 制度の重要性や内容について教える法教育を教育現場でも実施すべきと考えるが、その取組について教育長に伺う。 〕

県立高校では、現在、公民科の科目である「現代社会」において、法や司法制度、またこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付ける、いわゆる「法教育」を行っており、来年度からは、必修となる新科目「公共」に引き継がれます。

裁判員制度や検察審査会制度の内容や重要性については、この「公共」の中で取り扱いますが、法務省の教材を活用したり、弁護士会などの外部機関の協力を得たりしながら、生徒が司法参加を主体的に理解し判断できるよう、指導の工夫を図っていきます。

⑥ 県内の公立小中学校における1人1台端末の整備状況及び活用状況について

【義務教育課・施設課】

〔 児童生徒1人1台端末の整備状況と、整備された端末を授業や宿題など学校現場でどのように活用しているのかを問う。 〕

公立小中学校につきましては、昨年度中に全ての市町村において1人1台端末が整備されています。

整備された端末については、例えば、算数科の授業で個々の習熟度に応じた説明動画を見た上でドリル問題に取り組んだり、体育科の授業で自分の運動の様子を撮影した動画を見返して改善をしたりする、そうした活動が行われています。

また、端末を家庭に持ち帰って、ダウンロードした教材に取り組んだり、次の授業に関連する動画を視聴したりといった宿題が出されています。

⑦ 臨時休業時の学びの保障についての考え方及び自宅にネット環境が整っていない場合の対応について 【義務教育課】

〔 臨時休業時の学びの保障についての県教育委員会の考えを問う。また、自宅にネット環境が整っていない子供への学びの保障はどうかを問う。 〕

臨時休業時においては、まずは学校と児童生徒との関係を維持することが重要であり、1人1台端末を活用したオンラインでの学習や朝の会など、様々な方法により、学習の継続や心身の状況等の把握に努めることが必要であると考えます。

また、自宅にネット環境が整っていない場合には、あらかじめ端末に学習ソフトや教材等をダウンロードし、ネット環境がなくても活用できたりするようにするほか、学校や公共施設のネット環境を提供したり、プリント等の配布や電話連絡をしたりするなど、多様な方法により学びの保障が図られているところです。

⑧ 県内公立小中学校の通信環境の改善について 【施設課】

〔 ICT活用の推進に伴い通信環境の改善を図ることが必要である。そのためには、国が継続的に財源を確保することが重要であるが、県として国にどのような働きかけをしていくのか、教育長に問う。 〕

ICTを活用した効果的な授業を展開していくためには、ネットワーク通信環境の整備が必要です。

このため、市町村教育委員会に学校の実態に対応した環境の整備を促すとともに、確実な環境の維持・更新が図られますよう、国の補助金による財政支援を要望しているところです。

今後も、必要な財源の継続的な確保について、要望を続けていきます。

⑨ 子どものネット利用に関する問題について

【高校教育課・義務教育課・体育スポーツ健康課】

本県では、青少年のネット利用実態について調査をされているか、また、子どもたちをめぐるIT利用に関するデメリットに起因する諸問題にどのような対策を取られているのか教育長に伺う。

本県において昨年度実施をした、「青少年の健全育成に関する県民意識等調査」によりますと、平成28年度の前回調査と比べて、スマートフォンの所有率や平日の学校以外でのインターネットの利用時間が小・中・高校生いずれも増加しています。また、インターネットの利用目的としては、メールやSNS、動画視聴の割合が大きく増加しています。

このような実態を踏まえ、県教育委員会では、SNSに起因する被害の防止やネットいじめ、ネット依存などについて、学校で児童生徒と保護者が共に学ぶ際に、専門家を派遣するなどの支援を行っています。

また、学習活動における端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮に関する啓発リーフレットを本年4月に県内全ての公立小・中・高・特別支援学校に配布し、学校及び家庭に対する注意喚起を行っています。

今後とも、家庭と連携を図りながら、教育活動全体を通して、インターネットを適切に利用するモラルや能力の育成に努めていきます。

① 教育振興基本計画閣議決定後の県の取組について 【義務教育課】

〔 国において平成30年に第3期教育振興基本計画が閣議決定された後の本県の取組を問う。〕

平成30年6月に教育振興基本計画が閣議決定された後、文部科学省においては、同年7月に夜間中学の設置・充実に向けての手引きが改訂されました。

この手引きにおいては、平成28年に成立したいわゆる「教育機会確保法」について説明されているほか、具体的なニーズの把握方法や、設置・運営上の工夫等が紹介されています。

本県においては、各市町村教育委員会に対し、この手引きを参考とし、就学機会の提供等の必要な措置を講じるなど、域内のニーズを踏まえた取組の推進を図るよう依頼いたしました。

また、令和3年2月には、文部科学省から、夜間中学の設置・充実に関する支援策等を整理した通知が発出されたことから、市町村教育委員会に対し、改めて夜間中学の設置等に向けた取組の一層の推進について依頼したところです。

② 大牟田市の夜間中学設置への支援について 【義務教育課】

〔 令和元年12月の代表質問に対し「設置に向けた具体的な検討事項の相談に応じるなど支援をしてまいる」と答弁しているが、この2年間での大牟田市への支援について問う。〕

大牟田市において、令和元年11月に策定された「大牟田市立学校適正規模・適正配置計画第2期実施計画」の中で、夜間中学の設置を検討する旨が示されています。その後、ニーズ調査を実施する予定とされていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により本年9月に延期されたと聞いています。

大牟田市からは、随時検討状況を聞いており、適宜相談に応じているところです。

③ 夜間中学に通う生徒への就学援助について 【義務教育課】

〔 夜間中学に通う生徒は、年齢的には就学援助の対象には該当しない。他県では独自に実施している自治体もあるようだが、本県の考えを問う。〕

他県の既に夜間中学が設置されている自治体において、就学援助に類する経済的支援が行われていることは承知しています。

このような取組は、経済状態に関わらず教育を受ける機会を確保するものであると考えます。

④ 夜間中学における広域的な生徒の受入れについて

【義務教育課】

〔 夜間中学については、市町を超えて、また、大牟田市では県を超えてのニーズが
予想される。広域的な生徒の受入れについての県の見解を問う。 〕

夜間中学における他市町村からの受入れについては、就学の機会をより広く確保できるものであると思いますが、その実施の有無は、設置者である市町村の教育委員会が判断されるものと考えます。

ただし、近隣の市町村から要請があった場合には、県教育委員会としても、受入れの調整について大牟田市と協議していきたいと考えます。

令和3年12月定例県議会（一般質問）

○ 民主県政県議団 佐々木 允 議員

12月9日

① 佐賀県のお県からの受入れ拡大について

【高校教育課】

〔 佐賀県がお県から受入れを拡大したことについての対処及び隣接県がお受入れを拡大することに対する認識について教育長に問う。 〕

県教育委員会では従来から、隣接県がお県生徒の受入れを可能としている場合、相互主義の観点から、隣接県からの受入れを可能としています。

なお、受入実施校については、生徒が過度の負担なく通学できる場所にある学校から選定しています。

今回の佐賀県は県外からの受入れ枠の拡大を図ったところですが、この拡大に伴い、お県での受入枠を従来の10%から佐賀県と同率の20%まで引き上げるとともに、受入実施校をこれまでの三井、三瀬、大川樟風高校の3校から太宰府、福岡農業、浮羽工業高校を加えた6校へと拡大し、令和4年度入試から実施することとしています。

なお、隣接県の受入れ拡大に伴って、お県の生徒がお県に流出することのないよう、不断にお県立高校の魅力向上と、その発信に努める必要があると考えています。

② 県立高校全体における地域間、学区間の格差について

【高校教育課】

〔 県立高校全体における地域間、学区間の格差の状況について教育長に問う。 〕

今年3月の県立高校入学者選抜においては、北九州地区は28校のうち11校で163人、福岡地区は30校のうち13校で273人、筑後地区は21校のうち15校で400人、筑豊地区は11校のうち9校で390人の定員割れが生じました。

また、お県の令和4年3月の中学校卒業予定者数は、北九州地区が約11,000名、福岡地区が約24,000名、筑後地区が約7,900名、筑豊地区が約3,500名となっています。

このような状況から、特に筑豊地区は、定員割れ及び中学校卒業予定者数において他地区に比べ厳しい状況にあると認識しています。

③ 県立高校の強みについて 【高校教育課】
〔 県立高校の強みについて教育長に問う。 〕

県立高校は、県内の各地区であまねく高校教育を提供する役割を担っており、これまで各地域の実情や要望に応える教育を行うということで、それぞれの地域を支える人材を輩出してきました。

また、文武両道、全人教育を旨として歴史と伝統を積み重ね、各界各層の人材養成の要として地域の信頼・支持を得ている学校も各地にあります。

さらに、結束の強い同窓会組織も多く、母校に貢献したいという気持ちが強い卒業生が多くおられます。加えて、地元自治体にとっては、若者が多く集う公共施設として活力の源となっている点や、保護者の経済的負担が比較的軽いという点も県立高校の強みであると考えています。

④ 全国及び本県の高校魅力化の取組について 【高校教育課】
〔 全国及び本県における地域と連携した高校魅力化の取組に対する認識や評価について教育長に問う。 〕

全国的にみると、地域との連携による高校魅力化方策として、自治体、中学校、大学や地元企業等とコンソーシアムを構築して地域に根ざした人材育成に取り組んだり、地元自治体の施設に高校生が運営する研修レストランを開設したり、地域と連携した公営の塾を設立したりするなどの取組例があります。

一方、本県においても、地元自治体と連携協定を結んで、地域の活性化に向けた課題解決に共に取り組んでいる例、それから地域の企業と共同してオリジナルブランド商品を開発して販売している例、また、地元の自治体のプロジェクトに参画して農産物を実証栽培し、特産品化するというふうな取組もあります。

このような取組は、生徒の実践的な学びの貴重な機会となるとともに、地域の活性化に資するものであり、県立高校、地域双方にとって特色・魅力そのものになり得るものであると考えています。

⑤ 地域と協働した県立高校魅力化の今後の取組について 【高校教育課】
〔 県立高校魅力化に係る今後の取組について教育長に問う。 〕

特に定員割れが課題となっている高校においては、県立高校の強みを生かして、更なる魅力化を図り、地域を支え、地域から必要とされる学校づくりが必要であると考えます。

このため、今後、魅力向上に向けて地域との協働が重要と考えられる地区や学区について、重点的な取組を進めていきます。

具体的には、各学校が、その使命を再定義したスクールミッションを地域と共に考え共有する取組や、これを踏まえて、地域の特色や課題について学ぶ「総合的な探究の時間」や、地域ならではの「学校設定科目」の充実・活用を促進いたします。

また、学校と自治体や企業、大学等とのコンソーシアム構築に必要な支援を行うとともに、地区・学区内の県立高校のネットワークを活用した、広報活動の共同化などの取組を進めていきます。

さらに、ICTの積極的な活用は地区間格差の解消にも資すると考えられることから、遠隔授業や反転授業、個別最適化された学びの実践などICTを最大限に活用した先進的な教育活動を推進していきます。

① 今年度の定数欠講師未配置の要因について 【教職員課】
〔 今年74名の定数欠講師未配置がある要因は何か、教育長に問う。 〕

近年、年度当初の定数欠講師未配置の状況は改善傾向にありましたが、今年度は昨年度より54人増加し、74人となっています。

この未配置の半数以上は、福岡市近郊の地域で生じていますが、ここでは3月の末から4月にかけて転入する児童生徒が例年よりも著しく増加しています。

その影響で教員定数が大きく伸び、4月以降に多くの講師が必要となりましたが、その時期には、講師希望者が他の職に就くなどして、その確保が難しかった。そのことが未配置の主な要因と考えています。

② 特別支援学級の児童生徒が増加している原因と来年度の対象者数等の見込みについて 【特別支援教育課・教職員課】
〔 特別支援学級の子どもが増加している原因はどのようなことが考えられるのか、併せて、来年度の対象者数及び特別支援学級数の見込みについて、教育長に聞く。 〕

近年、特別支援教育に関する理解や認識が高まり、保護者の意向を尊重する就学手続が整備されたことなどによって、小・中学校における学びの場として、少人数の学級で専門的な支援を受けることができる特別支援学級が選択される、そういうケースが増加しているものと考えています。

なお、今年度の特別支援学級の児童生徒数及び学級数は、10,930人と、2,237学級であり、過去5年間の伸び率等から推計すると、来年度は、いずれも1割程度増加する見込みです。

③ 教育支援委員会の機能充実と適切な就学先決定のための取組について

【特別支援教育課】

県教育委員会として、教育支援委員会にどのような課題があると認識し、その機能充実のためどのように取り組まれたのか、また、就学前の取組も含め、今後、適切な就学先の決定にどのように取り組んでいくのか、教育長に聞く。

各市町村教育委員会に設置されている教育支援委員会については、教育学、医学、心理学などの専門家が委員として任用されていますが、近年、障がいのある子供の状態が多様化しているということもあり、地域によって就学先の判断や考え方にばらつきが生じているということが課題であると考えています。

このため、県教育委員会では、今年度、新たに適切な学びの場を判断するためのポイントを整理したリーフレットと研修動画を作成しています。

これらを活用して、教育支援委員会の委員を対象に、就学先決定の仕組みや関係法令への理解を深めるための研修を実施するよう市町村教育委員会へ依頼をしたところ です。

今後とも、インクルーシブ教育システムの理念を基本としつつ、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学先の決定がなされるよう、各市町村教育委員会を支援していきます。

さらに、就学前の段階から、保護者が就学先の選定について適切な相談・支援を受けられることができるよう、幼稚園や保育所の職員に対する研修を充実していきたいと考えています。

④ 児童生徒数の適切な把握について

【教職員課】

教職員定数を算定する上で重要となるのは、まずは正確な児童生徒数の把握である。県教育委員会は、どのようにして正確な児童生徒数を把握しているのか。

教育委員会では、毎年、市町村教育委員会に対し、各学校や首長部局との間で、転入転出に関する情報を共有して、次年度の児童生徒数を正確に見込むよう依頼しているところ です。

しかしながら、年度末は転出に比べ転入の把握に時間を要するケースが多く、各学校の新年度の児童生徒数の確定が遅れ、必要となる教員数が大きく変動することが課題です。

今後は、より早期に正確な児童生徒数を把握するため、各学校で転出が判明した場合には、その保護者に対し、速やかに転出先の学校や市町村に一報を入れることを要請するよう、市町村教育委員会あて通知したいと考えています。

⑤ **講師未配置の解消に向けた取組について** 【教職員課】

〔 来年度の講師未配置の解消に向けた取組について、教育長に問う。 〕

講師の未配置を解消するためには、まずは必要となる定数欠講師の数をできる限り縮小させることが重要であると考えています。引き続き、退職者を上回る新規採用者の確保に努めていきます。

また、4月以降の児童生徒の転入に伴う必要教員数の変動に対応するため、正式な転出手続の前でも、市町村の適切な見込みに応じて弾力的に講師の配置を進めたいと考えています。

さらに、これまで、退職者や採用試験受験者等にティーチャーズバンクへの登録を勧めるとともに、学生を対象とした教員養成セミナーを開催していますが、今後は、県外の学生にオンラインで本県教育のアピールを行うなど、教員や講師を志願する者を増やす取組を強化していきます。

⑥ **教員業務支援員の意義について** 【義務教育課】

〔 教員業務支援員の意義について教育長の認識を問う。 〕

教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制「チーム学校」を整備することが大切です。

そのような考え方を踏まえて、本年8月の学校教育法施行規則の一部改正により、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、「教員業務支援員」が新たに規定されました。

教員業務支援員の職務内容としては、コロナ禍における清掃活動や健康観察等の他、教材や資料の印刷や配布準備、採点業務の補助、来客対応や電話対応等が想定されており、教員の負担軽減や業務の適正化に資するものであると認識しています。

⑦ **教員業務支援員の配置の継続について** 【義務教育課】

〔 文部科学省は来年度の概算要求において、教員業務支援員について拡充して要求している。教員の働き方改革には欠かせない教員業務支援員の配置を継続することが必要だと考えるが、県の考えを問う。 〕

本県では、今年度、19学級以上の大規模校に教員業務支援員を配置する市町村を対象に、一部補助を行っているところです。

来年度に向けた文部科学省の概算要求においては、6学級以上の学校に補助対象を拡大する内容となっており、県教育委員会としては、今後の国の予算編成状況を注視していきます。

⑧ 余剰時数の実態等について

【義務教育課】

県教育委員会では余剰時数の実態を把握しているのか。余剰時数の過剰確保についての教育長の考え方を問う。あわせて改善を図るための対応について問う。

御指摘の余剰時数は、学校教育法施行規則が定める標準時数を上回って授業を実施した時数のことですが、コロナ禍の影響が無かった平成29年度における、小学5年生の全国平均が約60時数であるのに対し、本県平均が約52時数、中学1年生の全国平均が約46時数であるのに対し、本県平均が約44時数となっており、本県は全国平均を下回っています。

一方、個々の学校の状況を見ていくと、超過時数が100以上と標準時数を大きく上回って授業を実施している学校もありました。

標準授業時数を大きく上回った授業実施は、教師の負担増加につながるものであり、学校における働き方改革に十分配慮することが求められます。そのため、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況等を踏まえつつ年間授業計画等を精査する必要があります。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対して、このような考え方を周知するとともに、来年度の教育課程編成の参考となるよう、本県における授業実施時数の状況等について情報提供し、各学校における検討を促していきます。

① 教員の兼職兼業による地域部活動への参画について

【**体育スポーツ健康課**・**教職員課**】

〔 地域部活動に移行した際に、教員が兼職兼業により地域部活動へ参画することに
対する所見について問う。 〕

休日の地域部活動に教員が参画することは、これを希望する教員の指導力を発揮できる機会となるとともに、指導者不足にある地域においては、指導者確保の一助になると考えられます。

なお、地域部活動へ参画することで、その教員本来の職務の遂行に悪影響を及ぼすことがあっては本末転倒であるため、兼職兼業を許可するにあたり、各教育委員会は、その教員の心身の疲労等を十分に考慮する必要があると考えています。

② 望ましい大会等の在り方について

【**体育スポーツ健康課**】

〔 部活動の段階的な地域移行を行う上で、望ましい大会等の在り方について、現在
どのような検討がなされているのか問う。 〕

現在、スポーツ庁においては、教員の負担軽減を図る観点から地域への円滑な移行を目的として、大会等の引率の在り方や運営スタッフの確保、参加資格等について協議しています。

県教育委員会においては、教育上の意義を考慮しつつ、生徒、顧問及び部活動指導員等の負担が過度とならないように、参加する大会等を精査することについて各学校に指導しているところですが、今後は、国の協議結果を踏まえて、望ましい大会等の在り方についても検討していきます。

③ 休日の部活動の段階的な地域移行に向けた本県の現状と今後の取組について

【**体育スポーツ健康課**】

〔 休日の部活動の段階的な地域移行について、本県の現状と今後の取組について問
う。 〕

本年度から国の委託事業である「地域運動部活動推進事業」を受けて、県内3つの市町において、地域人材の活用や複数の学校が合同で活動する部活動等の在り方について実践研究を始めています。

また、学識経験者や地域スポーツ関係者等を委員とした「福岡県地域運動部活動検討委員会」を設置し、活動の在り方と適切な運営等について協議しています。

今後、国は各都道府県の実践研究をとりまとめ、その成果を発信することとなっていますが、本県におきましても、3市町の実践研究の成果や課題について、各市町村教育委員会や学校体育団体等に対し情報提供を行い、生徒の活動機会の確保と教員の負担軽減に努めていきたいと考えています。

① 農業高校における人材育成について

【施設課・高校教育課】

スマート農業の実現が今後の農業の維持にますます重要となっている中、農業高校の在り方と環境整備について教育長に問う。

農業高校では、従来の専門的な知識や技術の習得に加えて、環境制御技術やICT、AIを活用したスマート農業をはじめとする先端技術の習得など、社会や農業の変革に伴う教育内容の柔軟な見直しや、新たな技術に対応する教員の指導力の向上が重要であると考えています。

このため、例えば、嘉穂総合高校では産業用ドローンを活用した農薬散布などの実証研究や操作講習を取り入れ、生徒と教員がともに新たな技術習得に取り組んでいます。

また、福岡農業高校では国際的なGAP認証を取得するために、ICTを活用した栽培管理や生産工程のデータに基づき、安全・安心な農作物の生産や農業経営力を高める学習に取り組んでいます。これらの学習成果については、他の農業高校にも還元し、今年度は、全ての農業高校で福岡県GAP認証の取得に向けた学習を行っています。

さらに、食品加工の分野においては、食品中の詳細な成分分析を行うことができるデジタル化対応のクロマトグラフ装置と高性能パソコンを導入して、新たな商品開発にも取り組んでいます。

今後とも、農業教育の充実に必要な環境整備と教員の指導力向上に努め、6次産業化や持続発展可能な農業を学習し、グローバルな視点から経営感覚を持って農業や農業関連産業に貢献できる人材を育成していきたいと考えています。

① 情報免許状の保有状況等について

【教職員課】

本年度、本県の正規教員のうち何人が情報科目を教えているのか。また、情報免許を保有せず、免許外教科担任として情報科目を教えている正規教員は何人いるのか。さらに、全体の情報免許状保有状況はどうなっているのか。その上で、なぜこのような状況になっているのか、教育長の認識を問う。

今年度、県立高等学校、中等教育学校においては、381人の正規教員が情報免許状を持っており、そのうち117人が情報科目を教えています。

なお、残る264人は他の教科の授業を担当しています。

また、免許外教科担任は12人で、情報科目の指導に当たっている教員の約1割です。

本来は、当該教科の免許状を持った教員が授業を担当すべきと考えますけども、この情報については、免許状を持った講師希望者が少なく、非常勤講師の確保や校内の免許状保有者へ割振りが困難な一部の学校で、やむを得ず免許外教科担任を許可し、指導に当たらせている状況です。

② 情報担当教員の配置について

【高校教育課・教職員課】

免許外教科担任、臨時免許状等ではなく、正規の情報免許状保有者に教科を担当してもらうために、県教委として、今後どのような取組をしていくつもりか、採用計画を含めて教育長に問う。

教科情報は、情報と情報技術を適切に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育成することを目標としており、来年度から「情報Ⅰ」が必修科目となるとともに、令和7年度大学入学共通テストから新たに出題されることが発表されたところです。

このため、「情報Ⅰ」の開設に当たっては、授業の持ち時間を適切に配分することで、情報免許状を持ち、深い専門的知識を有する教員が授業を担当するよう指導しているところです。

こうした各学校の指導計画や退職者等の見込みを考慮し、情報担当教員を継続的に採用するとともに、情報免許状を有する現職の教員を効果的に配置し、免許外教科担任の解消に努めていきます。

③ 情報担当教員の授業への支援について

【高校教育課】

〔 情報担当教員の授業への支援について、今後、県教委としてどのように対応していくのか教育長に問う。 〕

「情報Ⅰ」の主な内容の一つである「プログラミング」の授業の支援として、今年度、県立高校全体の情報担当教員に対して、嘉穂総合高校を研究指定校として令和元年度から開発に取り組んだ学習モデルに関する研修を行うとともに、ICT活用のための実技講習も併せて実施しています。

来年度からは、「情報Ⅰ」において内容が高度化する「ネットワークとデータ活用」及び「ウェブページと情報デザイン」についての研修を実施するなど、引き続き情報担当教員の授業への支援を行い、授業の質の向上を図っていきます。

- ① 来年度以降の社会保障教育のこれまでとの違いについて 【高校教育課】
〔 来年度以降の社会保障教育のこれまでとの違いについて教育長に問う。 〕

社会保障については、現在、選択の履修科目「現代社会」において取り上げられていますが、来年度の入学生からは、必修科目となる「公共」において学習することになっています。

来年度から実施される新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実践による授業改善が求められており、社会保障制度の意義や課題を学ぶ「公共」においても、この考え方に沿って、資料から読み取った情報を多面的に考察したり、協働して課題を追求し解決する活動を取り入れることとしています。

- ② 社会保障制度を高校生に認識させる取組について 【高校教育課】
〔 高校生に社会保障制度を我が事として認識してもらうためにどのような取組を考えているのか教育長に問う。 〕

「公共」の授業においては、生徒自身の身近な題材を使った学習を行います。例えば、「医療費領収書」のモデルを見て、項目が「保険」と「保険外」に分かれていることや、自己負担の割合や金額を具体的に学びます。

また、「持続可能な社会保障制度」や「雇用保険と雇用対策」など、日常の社会生活と関連した具体的なテーマを設定して、グループで情報収集や解決策の作成・論議を行い、社会保障制度が自分自身に深く関わるものとして実感を伴った理解が深まるような学習活動を行うこととしています。

さらに、生徒が日本年金機構による年金セミナーを受講するなど、外部の協力も得ながら、社会保障制度の理解を通じて、今後の社会の在り方を主体的に考えることができる生徒の育成を図っていきます。

① デイジー教科書の活用状況と普及に向けた取組について 【特別支援教育課】

本県におけるデイジー教科書の活用状況はどうなっているのか。また、活用に当たったのメリットと課題をどのように考え、今後のさらなる普及に向けてどのように取り組んでいくのか、教育長の所見を求める。

昨年度、デイジー教科書を使用した児童生徒数については、小学校353人、中学校41人、特別支援学校23人で、合計417人となっています。

このデイジー教科書については、発達障がい等により、通常の教科書では読むことが困難な児童生徒にとって、読むことの負担を軽減し、内容の理解に集中できることで、学習意欲を高める効果が期待できるものと考えています。

一方で、これまでは、デイジー教科書を使用するための児童生徒用のパソコン等が整備されていなかったために、全国的にも普及が進んでいなかったことが課題となっていました。

県教育委員会としては、GIGAスクール構想によって、1人1台端末が整備されたことを踏まえ、改めて市町村教育委員会や学校に対して、デイジー教科書の周知を図るとともに、特別支援教育担当者等の研修会において、効果的な活用事例を紹介するなど、その普及と活用を促していきます。

① 本県における児童生徒の自殺者数及び自殺予防の取組について

【義務教育課・高校教育課】

本県における児童生徒の自殺者数について明らかにするとともに、どのような予防の取組を行っているのか問う。

文部科学省の調査では、都道府県別の自殺者数は公表されていません。ただし、厚生労働省の調査によると、本県の「20歳未満」の自殺者数は、令和元年の21名から令和2年の28名へと増加しており、児童生徒を含む若者の自殺者数の増加については注視が必要であると考えます。

このため、県教育委員会では、市町村教育委員会や各県立学校に対して、定期的なアンケート等による児童生徒の心身の状況把握、自殺予防リーフレットの活用、24時間電話相談窓口やSNSによる相談窓口の周知のほか、命を大切にすることを育む道徳教育の充実などを要請してきたところであり、引き続き、自殺予防の取組の徹底を促してまいります。

② 不登校児童生徒に対する支援について

【義務教育課・高校教育課】

不登校児童生徒に対する支援として、教育支援センターの充実、夜間中学の設置とともに、フリースクール等との連携強化、不登校特例校の設置を本県でも検討すべきではないか。

県教育委員会では、本県の不登校児童生徒数が増加傾向にあることを重大な教育課題であると捉えており、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを継続しつつ、多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指すことが重要だと考えています。

具体的な取組としては、ICTを活用した教育相談や学習支援、教育支援センターの機能強化、フリースクールと連携した支援や訪問活動による家庭支援の充実を進めてまいります。

また、フリースクールと学校・教育委員会との連携を強化するため、フリースクール関係者も参加する「福岡県不登校児童生徒支援会議」を立ち上げたほか、各地域でのネットワークの構築も進めてまいります。

県教育委員会としては、まずは各市町村において、このような取組が広がるよう促してまいります。各地域のニーズを踏まえて、不登校特例校の設置を検討する市町村があった場合には、県としても相談に応じていきたいと考えます。

なお、地域の夜間中学としては、大牟田市において設置が検討されており、適宜相談に応じているところです。

① 命の大切さや大切な人との死別についての教育等について 【義務教育課】

教育現場においては、命の大切さや大切な人との死別についての教育や、そのような事態に接したときの心や体の反応についての教育を、どのような形で取り組んでいるのか。

命の大切さや大切な人との死別については、道徳科を中心に学習しており、「生命にはいつか終わりがあり、その消滅は不可逆的で取り返しがつかないこと」や、「生命はずっとつながっているとともに関わり合っていること」などについて考えることで、生命を尊重する態度を育成しています。

また、実感を伴って死を理解できるようになる小学校中・高学年では、家族の闘病生活や死を描いた教材も用い、大切な人との死別の悲しみや亡くなった方の思いを糧に生きることについて学んでいます。

大切な人との死別など、大きなストレスに直面した場合、食欲がない、不安でたまらない、眠れない等の心身の反応が出ることがあり、児童生徒が、このような「心のSOS」を率直に発信できるようにしておくことが大切です。

このため、県教育委員会では「心のSOS」についてのリーフレットを作成して、各学校に活用を促しているところです。

② 児童生徒が大切な人を亡くした場合等の対応について 【義務教育課】

児童生徒が大切な人を亡くした場合や、その保護者が困難を抱えている場合に、教育現場ではどのように対応しているのか。

児童生徒が大切な人を亡くした場合、児童生徒本人だけではなく、その保護者も同様に精神的な困難を抱えることが考えられます。

そのような場合、学校では、担任とスクールカウンセラー等の専門スタッフとが連携して、児童生徒や保護者への心のケアを行うとともに、必要に応じて関係機関につなぐことで、適切なケアが受けられるように対応しています。

① 防災教育の意義と現状について

【高校教育課】

防災教育の意義について、教育長の認識と本県県立高校における防災教育の現状を伺う。

防災教育は、身近に迫る様々な災害を知り、自分自身の命を守るために、自ら判断して危険を回避する能力を身に付ける教育として、近年非常に重要性を増していると認識しています。

県立高校では、全校で危機管理マニュアルを毎年見直し、これに基づき、火災や地震、河川の氾濫など様々な災害を想定した避難訓練を消防署等と連携して実施するなど、災害に対して自分自身で判断し、行動できる態度を育成するための防災教育に取り組んでいます。

近年、県内で発生している水害の復旧作業に高校生がボランティアとして活躍するなど、防災だけでなく復旧・復興に向けた具体的な行動が見られ、これまでの防災教育を通して地域の安全・安心を守る意識の醸成が図られています。

② 今後の県立高校の防災教育について

【高校教育課】

今後、本県県立高校における防災教育をどのように推進していくか。防災に関する学科・コースの設置も含めて検討すべきではないか。「生き抜く力」を育む防災教育の進展について、教育長に伺う。

各学校で想定される災害は、それぞれの立地条件等により異なるため、地元自治体と連携を強化して、より現実的なシミュレーションを踏まえた防災教育の充実に努めていきます。

さらに、防災教育の担当教員に対して、これまでの災害から得た教訓、防災に関する科学的・専門的な知識やその重要性、効果的な避難訓練の在り方などについて、毎年研修を実施し、各学校で組織的・計画的に適切な防災教育に取り組む体制が構築されるよう指導していきます。

また、卒業後どこに住んでいても災害に適応できる力を身に付けた人材育成に向けて、他県の先進的な取組を調査し、本県の防災教育の更なる充実に生かすとともに、防災関連の学科・コース設置のニーズ等について研究を行っていきます。

① 教育現場での授業の在り方及びHSCへの理解を進めるための研修について

【義務教育課】

教育現場において子供を委縮させるような授業がないようにすべきだが現状はどうか。また、教員にHSCへの認知や理解を進めるための研修についての見解を問う。

学校では、感情にまかせた指導により子供を委縮させないようにする意識や、感覚過敏の子供に限らず、全ての子供にとって居心地のいい学習環境を整える意識が高まってきているものと認識しています。

県教育委員会では、初任者から管理職まで、各階層への研修の際に、特別な配慮を必要とする子供への対応について取り上げていますが、HSCへの認知や理解が進むよう、今後の研修において紹介していきたいと考えています。

① 運動部活動を担当する教員の現状について 【体育スポーツ健康課】

現在の中学校や高校の運動部活動において、自身に競技経験が無く、うまく指導が出来ずに悩んでいる先生方や、専門的な技術指導が継続的に受けられていない、子ども達もいる状況であると聞き及んでいるが、学校における運動部活動を担当する教員の現状について問う。

令和3年に日本スポーツ協会が実施した学校運動部活動指導者の実態に関する調査によると、過去に競技経験がない運動部活動を担当している教員の割合は、中学校が30.1%、高校が26.7%でした。

また、運動部活動における実技指導に対して「自信がある」と答えた教員の割合は、中学校で32.4%、高校で41.7%、「どちらとも言えない」が、中学校で37.1%、高校で37.6%、「自信がない」が、中学校で30.5%、高校で20.7%でした。

② 教員の運動部活動の指導力を高めるための取組について

【体育スポーツ健康課】

教員の運動部活動の指導力を高める為に、現在どのような取組を行っているのか問う。

県教育委員会では、運動部活動の指導経験が浅い教員や競技経験がない教員を対象に、生徒のやる気を引き出す指導法や怪我を未然に防ぐ指導法、運動能力を伸ばすトレーニング法等に関する研修会を実施しています。

また、各競技の専門性を高めたいと希望する教員に対しては、最新のコーチングやスポーツ医・科学に基づいた指導法に関する研修会を実施しています。

さらに、学校体育団体と連携して、実技を伴う指導者講習会を行うなど、教員の指導力向上に努めています。

③ 運動部活動の活性化に向けた地域連携の推進について

【体育スポーツ健康課】

運動部活動の人口が、減少していく中において、運動部活動の更なる活性化に向け、今後、どのように地域との連携を推進していくのか問う。

運動部活動の活性化のためには、県スポーツ協会や競技団体等と連携した地域人材の活用や、学校と地域が連携したスポーツ環境の整備が重要であると考えています。

県教育委員会では、平成30年度に運動部活動の在り方を検討する調査研究委員会を設置し、現在、教員の負担を踏まえ、持続可能な運動部活動を推進するための「福岡モデル」を策定中です。

その中には、地域スポーツ団体とのネットワークづくりや運営団体の確保など地域との連携・協働に係る具体的な方策や、休日の運動部活動の地域移行に向けた実践研究の成果等を示す予定にしています。

今後、こうした内容を各市町村や県立学校に普及し、地域との連携を推進していきます。